

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「神奈川県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者（法人）について

法人名称	合同会社Rowan
代表者職・氏名	代表社員 中本盛人
法人設立年月日	令和元年5月30日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション結		
介護保険事業所番号	1461290055		
医療保険ステーションコード	1290055		
事業所所在地	神奈川県高座郡寒川町宮山 3581-1 ロイヤル宮山 101 号室		
電話番号	0467-91-9017	FAX	0467-91-5973
通常の事業実施地域	高座郡寒川町 海老名市 茅ヶ崎市 厚木市 平塚市 伊勢原市 綾瀬市		

(2) 事業の目的及び運営の方針

① 事業の目的

事業所の円滑な運営を図るとともに指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適切な運営および利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供する事を目的とします。

② 運営の方針

医師の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者等の地域の保健・医療・福祉サービスを行う者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員の職種、員数及職種内容

区分	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	4名	0名	4名

(4) 営業日及び営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後17:30 祝日営業
休業日	土曜日・日曜日 及び 12/30~1/4
24時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります。

3 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。

(2) 内容

健康状態の観察、健康相談

- ・ 血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・ 病状の観察と相談
- ・ 心の健康相談 など

日常生活の看護

- ・ 身体清潔のケア（清拭、洗髪など）
- ・ 排泄のケア
- ・ 床ずれ予防及び手当
- ・ 療養環境の整備

在宅リハビリテーション看護

- ・ 体位変換、関節などの運動
- ・ 日常生活動作の訓練（食事、排泄）

精神、心理的な看護

- ・ 不安な精神心理状態のケア
- ・ 生活リズムの取り方
- ・ 社会生活への復帰援助
- ・ 事故防止ケア、服薬ケア

認知症の看護

- ・ 認知症の介護相談
- ・ 悪化防止、事故防止の相談など

介護相談

- ・ 病状、介護、日常生活に関する相談
- ・ 介護及び家族の精神的支援
- ・ 医療、福祉サービスの紹介など

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン、介護予防プラン）を利用している場合は、事前に介護支援専門員・地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。
- ② 利用者当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。)

- (ウ) 利用者が亡なくなられた場合
- (エ) その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (2) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- (3) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。
- (4) 窓口

事業者	訪問看護ステーション結		
所在地	神奈川県高座郡寒川町宮山 3581-1 ロイヤル宮山 101 号室		
TEL	0467-91-9017	担当者	中本盛人
受付時間	事務所営業日と同じ		
保険者（市町村等の介護保険担当部局）	寒川町役場（高齢福祉課）		
所在地	神奈川県高座郡寒川町宮山 165		
TEL	(0467) 74-1111（代表）		
受付時間	8：30～17：00（土日祝および12/29～1/3を除く）		
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連合会）介護保険課 介護苦情相談係			
所在地	横浜市西区楠町 27 番地 1		
TEL	045-329-3447		
受付時間	8：30～17：15（土日祝および年末年始を除く）		

保険者（市町村等の介護保険担当部局）	厚木市（介護保険課）		
所在地	神奈川県厚木市中町 3-17-17（市役所本庁舎 2 階）		
TEL	046-225-2240		
受付時間	8：30～17：15（土日祝および12/29～1/3を除く）		
保険者（市町村等の介護保険担当部局）	海老名市（介護保険課）		
所在地	神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1		
TEL	046-235-4952		
受付時間	8：30～17：15（土日祝および12/29～1/3を除く）		
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連合会）介護保険課 介護苦情相談係			
保険者（市町村等の介護保険担当部局）	伊勢原市（高齢福祉課）		
所在地	神奈川県伊勢原市田中 348 番地		
TEL	0463-94-4711		
受付時間	8：30～17：00（土日祝および12/29～1/3を除く）		

保険者（市町村等の介護保険担当部局）		綾瀬市（高齢介護課）
所在地	神奈川県綾瀬市早川 550 番地	
TEL	0467-70-5636	
受付時間	8：30～17：00（土日祝および 12/29～1/3 を除く）	
保険者（市町村等の介護保険担当部局）		平塚市（介護保険課）
所在地	神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号	
TEL	0463-21-8790	
受付時間	8：30～17：00（土日祝および 12/29～1/3 を除く）	
保険者（市町村等の介護保険担当部局）		茅ヶ崎市（高齢福祉課）
所在地	神奈川県茅ヶ崎市 1 丁目 1 番 1 号	
TEL	0467-81-7162	
受付時間	8：30～17：00（土日祝および 12/29～1/3 を除く）	

6 秘密の保持について

- (1) 事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を用います。

7 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中本盛人
-------------	----------
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受入れます。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- (3) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお事業者は下記の損害保険に加入しています。

保険会社 一般社団法人 全国訪問看護事業協会
 保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

10 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		精神的・身体的状態悪化時

(別紙) 利用料金

(1) 介護保険による場合

(2021.8.1~)

	介護報酬額	利用者負担			単位
		1割負担	2割負担	3割負担	
	10割				
20分未満の訪問	3,359円	336円	672円	1,008円	314
30分未満の訪問	5,039円	504円	1,008円	1,512円	471
30分以上1時間未満の訪問	8,706円	881円	1,762円	2,642円	823
1時間以上1時間30分未満の訪問	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円	1128

地域区分単価(5級地 10.7円)を含んだ金額です。

早期(6時~8時) 25%増 夜間(18時~22時) 25%増 深夜(22時~6時) 50%増
 介護保険給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(以下同じ)

加算名称	介護報酬額	ご利用者様負担額			算定回数等	単位
		1割	2割	3割		
緊急時訪問看護加算	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1月につき	600
特別管理加算(Ⅰ)	5,350円	535円	1,070円	1,605円	1月につき	500
特別管理加算(Ⅱ)	2,675円	268円	535円	803円	1月につき	250
初回加算	3,210円	321円	642円	963円	初回のみ	300
退院時共同指導加算	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1回当たり	600
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (30分未満)	2,717円	272円	544円	816円	1回当たり	254
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (30分以上)	4,301円	431円	861円	1,291円	1回当たり	402

保険外

エンゼルケア(希望時)	20,000円
-------------	---------

(2) 医療保険による場合

基本療養費＋管理療養費

* 下記料金にご加入の保険割合が適応されます

基本療養費	管理療養費	基本料金(基本療養費＋管理療養費)
訪問看護基本療養費 (I)		訪問看護基本療養費 (I)
5,550円 (週3日まで)		月1回目 13,220円
6,550円 (4日目以降)		月2回目～ 8,550円
		週4日目以降 9,550円
訪問看護基本療養費 (II)		訪問看護基本療養費 (II)
(1) 同一日に2人	月1回目 7,670円	(1) 同一日に2人
5,550円 (週3日まで)	月2回目～ 3,000円	月1回目 13,220円
6,550円 (4日目以降)		月2回目～ 8,550円
(2) 同一日に3人以上		週4日目以降 9,550円
2,780円 (週3日まで)		(2) 同一日に3人以上
3,280円 (4日目以降)		月1回目 10,450円
		月2回目～ 5,780円
		週4日目以降 6,280円

加算

	利用料	算定回数等
24時間対応体制加算	6,520円	1回/月
複数名訪問看護加算	4,500円	看護師1回
緊急時訪問看護加算月14日目まで	2,650円	1日につき
緊急時訪問看護加算月15日目以降	2,000円	1日につき
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	(夜間)18時～22時(早朝)6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	22時～6時
特別管理加算 I	5,000円	1回/月
特別管理加算 II	2,500円	1回/月
退院時共同指導加算	6,000円	1回
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	1回/月

保険外

エンゼルケア (希望時)	20,000円
--------------	---------

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、ご利用者様の同意を得て、ご利用者様又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とするご利用者様に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新たに訪問看護計画書の作成したご利用者様に対し訪問看護を行った場合(過去2月間に当事業所を利用している場合を除く)に算定します。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、病院、診療所または介護老人保健施設の主治の医師や職員と、在宅療養する上で必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師が同時に訪問看護を行う場合(ご利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

(3) 交通費

通常の実施地域外へ訪問看護を提供する場合、下記の交通費が実施地域を超えた地点からかかります。

- ① 公共交通機関を利用した場合実費を徴収します
- ② 自動車を使用する場合 片道1km毎に50円を徴収します。
- ③ タクシーを利用した場合 実費を徴収します。

(4) キャンセル料金

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
サービス実施日の前営業日の午後15時までにご連絡頂いた場合	キャンセル料は不要です。
サービス実施日の前営業日の午後15時までにご連絡頂かなかった場合	1提供当たりの料金の10%を請求いたします。

ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求しません。

(5) ご利用料金等の請求及び支払方法について

- ① ご利用料金その他の費用の請求方法
利用料利用者負担額及びその他の費用額は、毎月月末締めとし、利用月毎の合計金額により翌月20日までに請求いたします。
- ② お支払方法
サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払下さい。
(ア) 事業者指定口座への振り込み
(イ) 現金支払い

この契約書を証するために、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印上、1通ずつ保有するものとする。

24時間対応加算（ 利用する ・ 利用しない ）健康保険対象者
緊急時訪問看護加算（ 利用する ・ 利用しない ）介護保険対象者
複数名訪問看護加算（同意する ・ 同意しない）

契約締結日 令和 年 月 日

私は、担当者 _____ より重要事項説明及び契約書について説明を受け、了承しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続柄：

代行理由：

住所 _____

氏名 _____ 印

事業者

合同会社 **Rowan**

代表者印 中本盛人 印

事業所

神奈川県高座郡寒川町宮山 3581-1 ロイヤル宮山 101 号

訪問看護ステーション 結